

# 災害救助法に基づく支援（応急修理）

## 被災住宅修繕緊急支援事業補助金 Q & A

### Q 1 被災住宅修繕支援事業補助金とは

A 1 令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨（以下「台風等」という。）で半壊（既に応急修理を受けたものを除く）又は、一部損壊の被害のあった町内の住宅について、その修繕に20万円（税込み）以上の工事費を支払った場合、工事費の額に応じて最大50万円までの補助金を、町が交付します。

※ 工事費用により金額が異なります。

・災害救助法に基づく支援（応急修理）の場合 : 最大30万円

・工事費 150万円を超える場合 : 上記に加え最大20万円  
(かつ工事費の20%)

※災害救助法に基づく支援（応急修理）の対象の場合に限る

・被災住宅修繕緊急支援事業補助金 : 最大50万円 (工事費の20%)

### Q 2 一部損壊以上の被害とは

A 2 一部損壊は、国の定めた基準<sup>\*</sup>に基づく被害の程度で、瓦のずれ、落下、壁の一部にひび割れなどが、建物全体の20%未満の軽微な損害です。

※ 国の定めた基準

- ・全壊 : 損害割合が 50%以上
- ・大規模半壊 : 損害割合が 40%以上 50%未満
- ・半壊 : 損害割合が 20%以上 40%未満
- ・半壊に至らない（一部損壊） : 損害割合が 20%未満

内閣府：「災害の被害認定基準」ほか

### Q 3 補助対象者は？

- A 3 台風等により、被災した町に存する住家<sup>※</sup>に自ら居住している方です。  
なお、被災住宅修繕緊急支援事業補助金については、修繕に20万円（税込み）以上の工事費を要した世帯に、支給します。  
なお、法人は対象外です。

※

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 住家<br>(じゅうか)   | 居住のため使用する建物                      |
| 非住家<br>(ひじゅうか) | 住家以外の建物（店舗、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等） |

※ 住家・非住家は、固定資産（家屋）課税台帳の「用途」で判定します。

住家：居宅、共同住宅、寄宿舍、併用住宅

非住家：上記以外

### Q 4 店舗や社屋などの修繕も、対象となりますか？

- A 4 対象となりません。

居住のための建物（住家）のみが対象となります。

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 住家<br>(じゅうか)   | 居住のため使用する建物                      |
| 非住家<br>(ひじゅうか) | 住家以外の建物（店舗、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等） |

### Q 5 併用住宅<sup>※</sup>の修繕は、対象となりますか？

- A 5 対象となります。

なお、住宅のうち、長屋、共同住宅又は店舗、事務所等を併用するものにあつては、自己が居住する部分の修繕工事に要する費用で20万円（税込み）以上の工事費を要した世帯に、支給します。

※ 併用住宅 … 人が居住する部分と、居住者が事務所や店舗などの業務に使用する部分を一つの建物の中に併せ持つ住宅。

固定資産（家屋）課税台帳で、用途が「併用住宅」のもの。

## Q 6 借家の修繕は、対象となりますか？

A 6 対象となります。

ただし、大家が修繕できず居住者が代わりに修繕を行った世帯に、支給します。  
大家が修繕したものについては対象外です。

## Q 7 分譲マンションの共用部分の修繕は、対象となりますか？

A 7 共用部分の修繕は、対象外です。

専有部分（居室内）の修繕のみが対象となります。

## Q 8 外構<sup>\*</sup>の修繕は、対象となりますか？

A 8 外構の修繕は対象外です。

なお、修繕工事費に外構の修繕が含まれている場合、これを除いた金額（税込み）が、20万円以上の場合にのみ支給します。

※ 外構 … 門、車庫、カーポート、アプローチ、塀、柵、垣根、物置など

## Q 9 修繕範囲について

A 9 次のとおりです。

|      |   |
|------|---|
| ○対象  | <ul style="list-style-type: none"><li>・屋根、柱、床、外壁、基礎など</li><li>・ドア、窓等の開口部（ガラス、鍵交換含む）</li><li>・上下水道、電気、ガスなどの配管、配線</li><li>・換気設備</li><li>・衛生設備（便器、浴槽など）</li><li>・給湯設備（電気・ガス給湯器など）</li></ul> ※ 原則として、壊れていない部分の取り換えや共用部分は、対象外です。 |
| ×対象外 | <ul style="list-style-type: none"><li>・家電製品</li><li>・家具</li><li>・照明器具</li></ul>   |

## Q10 住家の所有者が、町外居住者でも支給されますか？

A10 台風等により、被災した町に存する住家<sup>\*</sup>に自ら居住している方が対象です。

## 手続きについて

---

### Q11 申請者について

A11 申請者は、台風等により、被災した町に存する住家<sup>\*</sup>に自ら居住している方です。  
なお、共有者が一つの世帯にいる場合は、その世帯の中で代表者を決定のうえ、  
代表者が申請してください。

### Q12 申請の期間は？

A12 令和元年11月26日から令和2年2月28日まで

### Q13 申請は、どのようにすればよいですか？

A13 次の方法があります。

|     |  |
|-----|--|
| 窓口  | 場所：神崎町役場まちづくり課建設係 受付窓口<br>持参していただくもの<br>・修繕工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真<br>・罹災 <sup>り</sup> 証明書の写し<br>・印鑑（シャチハタを除く）<br>※ 申請書等は、町が用意します                               |
| その他 | 1 町ホームページから、申請書をダウンロードしてください<br>↓<br>2 申請書等に記入・押印し、次の書類などを用意してください<br>・修繕工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真<br>・罹災証明書の写し<br>↓<br>3 役場に持参してください<br>持参場所 神崎町役場まちづくり課建設係 受付窓口 |

#### Q14 支給の方法は？

- A14 被災住宅修繕緊急支援事業補助金をご指定の金融機関口座に振り込みます。  
ただし、申請者本人名義の口座に限ります。  
災害救助法に基づく支援(応急修理)は町から工事業者へ直接支払いを行います。  
なお、上乘せ分については申請者本人名義の口座に支払います。

#### Q15 申請から支給までどのくらいかかりますか？

- A15 申請を受理してから、1週間程度で補助対象区分についてお知らせします。その後、工事を完了した後に交付金をご指定の口座に振り込みます。令和2年1月中旬以降から支払いを開始する予定です。

#### Q16 修繕前の写真が無い場合は、どのようにすればよいですか？

- A16 修繕工事の施工業者から写真を取り寄せてください。

#### Q17 その他

- A17 必要に応じて現場を確認する場合があります。  
※内容を審査の上、訂正箇所等の問題がなければ振込手続きを行います。

その他

---

#### Q18 問い合わせ先の電話番号は？

- A18 神崎町役場まちづくり課建設係 TEL0478-72-2114